

## 戦後のGHQ旋風と日本鍼灸の再出発

奥津貴子

呉竹鍼灸柔整専門学校

### 【GHQ旋風とは】

太平洋戦争が終結した1945年（昭和20）から52年（昭和27）の7年間にわたり、日本はアメリカをはじめとする連合国軍最高司令官総司令部（GHQ）の占領統治下に置かれていた。GHQは、日本の民主化・近代化を図るために、様々な制度を改革した。当然、医療もその対象となり、日本の伝統医療である鍼灸にも改革の波が押し寄せた。

その発端となった事件は、1947年（昭和22）9月23日に起きた。GHQが厚生省（現・厚生労働省）に対し、日本鍼灸の問題点を指摘し、改革を勧告したのである。この勧告は、当時の業界にとって「鍼灸禁止令」とも解釈される厳しい内容であった。業界はこれを「鍼灸の危機」ととらえ、鍼灸の存続を求めて激しい運動を展開する一方で、新しい日本鍼灸の在り方を模索していくことになる。

この事件は業界で「GHQ旋風」と呼ばれ、後世に語り継がれている。GHQ旋風は、現行の鍼灸師の身分法である「あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律」の前身である「あん摩、はり、きゅう、柔道整復等営業法」（1947年（昭和22）12月20日制定、1948年（昭和23）1月1日施行、法律第217号）の制定に大きく関わり、戦後の混乱の渦中にあった日本鍼灸にとって再出発のきっかけとなつた。

事件から半世紀以上が経過したが、現在、多くの鍼灸師が、その身分法の下で活躍している。さらに、占領統治下で鍼灸を問題視したアメリカをはじめ、世界各国で鍼灸が行われ、国際交流も盛んである。この現実から、戦後に起きたGHQ旋風は、現代の日本鍼灸に大きな影響を与えており、決して無関係ではないことが分かる。この事件があつたからこそ、今があると言っても過言ではないほど、歴史的に重要な事件である。

本稿ではGHQ旋風を紐解き、現代の日本

鍼灸に与えた影響、そして課題を浮き彫りにしたいと思う。

### 【調査方法】

GHQ旋風にはGHQ、厚生省、そして業界が関わっていることから、主に次の資料を調査した。

#### 1. 『GHQ／S C A P 文書』（GHQ/SCAP Records）

アメリカ国立公文書館に所蔵されているGHQの公文書。鍼灸に関するGHQと厚生省との協議を記録した覚書（Memorandum）が収蔵されている。

#### 2. 『プラング文庫』（Gordon W. Prange Collection）

GHQの組織のひとつである民間検閲支隊（C C D）が検閲した日本の出版物を収蔵したコレクション。

当時、参謀第2部（G-2）戦史室長を務めていたメリーランド大学教授ゴードン・W・プラング（Gordon W. Prange）博士がアメリカに持ち帰り、メリーランド大学に寄贈したものである。『医道の日本』など、当時出版されていた日本の鍼灸専門誌が収蔵されている。

（注）現在、『GHQ／S C A P 文書』と『プラング文庫』は国立国会図書館でマイクロフィルム化されたものを閲覧することができる。

#### 3. 『国会会議録』

衆議院・参議院の本会議及び全委員会の会議録。「あん摩、はり、きゅう、柔道整復等営業法」が制定されるまでの経緯が記録されている。

#### 4. 国立公文書館に所蔵されている「あん摩、はり、きゅう、柔道整復等営業法」に関する公文書。

## 5. 業界団体の会報

当時、鍼灸存続運動に関わっていた日本鍼灸マッサージ師会連盟と日本鍼灸医会の会報。

### 【G H Q 旋風以前の日本鍼灸】

G H Q 旋風が起きる以前の日本の鍼灸師の社会的地位は、現在とは違うものであった。

当時、日本の鍼灸師は「鍼術、灸術営業取締規則」(1911 年(明治 44) 8 月 14 日制定, 1912 年(明治 45) 1 月 1 日施行, 内務省令第 10 号) という営業取締規則の下で活動していた。しかし、この名称からも分かる通り、この営業取締規則は鍼灸を「医療」というよりも、むしろ「商売」のひとつとして扱っていた。鍼灸師として営業するには、牛馬商、古物商、質屋、薬種商などの商人と同様に行政庁に申請して「鑑札」(許可があった事実を公に証明するために交付した札) を受けなければならなかつたのである。この現実は、日本の医療を支えているという自負を持つ当時の鍼灸師にとって耐え難いことであつた。

そのような現状から脱却するために、業界は戦前から鍼灸師の社会的地位の向上を目指して従来の営業取締規則の改正を求める運動を展開していたが、1941 年(昭和 16) に太平洋戦争が始まると、中断を余儀なくされた。しかし、太平洋戦争が終結すると、直ちに運動を再開する。折しも厚生省が「日本国憲法」(1946 年(昭和 21) 11 月 3 日制定, 1947 年(昭和 22) 5 月 3 日施行) の制定により、旧憲法である「大日本帝国憲法」(1889 年(明治 22) 2 月 11 日制定, 1890 年(明治 23 年) 11 月 29 日施行) の下で制定された従来の営業取締規則が 1947 年(昭和 22) 12 月 31 日をもって廃止されることから、これに代わる新しい法律を制定させることに前向きな姿勢を示しており、業界はようやく長年の悲願が達成されるとして希望に満ち溢れていた。G H Q 旋風は、まさにその渦中に起きた事件であった。

### 【G H Q が鍼灸を問題視した理由】

G H Q が鍼灸を問題視した理由は、当時の

日本の医療の状況と G H Q の政策から窺い知ることができる。

占領下当時の日本の医療は敗戦による混乱から医療設備や医薬品が不足し、劣悪な環境下にあつた。そのような環境を改善するために、G H Q は最新の西洋医学に基づいた新しい医療制度を作ろうとしていた。

G H Q の中で医療制度の改革を担当した部署は公衆衛生福祉局(PHW) であった。医師の資格を持つクロフォード・F・サムス(Crawford F. Sams) 局長をはじめ、スタッフのほとんどが医療の専門家であり、彼らは「軍人」というよりもむしろ「医療人」の視点から改革を進めていた。

当初、G H Q は日本の鍼灸に「疑惑」を抱いていた。西洋医学を学んできた彼らにとって、人体に鍼を刺す、火のついた灸を据えるといった治療法は、見たことも聞いたこともない、衝撃的なものであった。鍼灸を知らない外国人にとって、それは当然の成り行きであった。

それを物語るのが『G H Q / S C A P 文書』に収蔵されているいわゆる「鍼灸禁止令」の後に行われた G H Q と厚生省との会談を記録した「怪しげな(疑わしい、いかがわしい)医療」(Regulation of Questionable Medical Practice, 1947 年(昭和 22) 10 月 22 日付) という PHW が作成した覚書の題名である。覚書にこのような題名が付けられていることから、G H Q にとって鍼灸は「不可解な未知の医療」であったことが分かる。

### 【G H Q による鍼灸に関する全国調査】

G H Q は、鍼灸の実態を把握するために、全国各地で調査を実施した。

その調査の一環として、1947 年 7 月、G H Q 三重軍政部による三重県立医学専門学校

(現・三重大学医学部) 校長の石川日出鶴丸博士との会談、ならびに鍼灸師である樋口えつのすけ 鍼之助氏による実技供覧が行われている。石川博士は戦前、ドイツ、イギリス、そしてロシアに留学した経験があり、その後は京都帝国大学医学部教授として生理学研究の第一人

者として活躍していた。その研究の一環として鍼灸の科学的根拠を証明するための研究をしており、京都帝国大学を定年退官後、新設された三重県立医学専門学校の初代校長に就任すると、校長官舎内に「大東亜鍼灸医会」を設置し、機関誌『鍼灸医学』を発刊している。さらに、三重県立医学専門学校附属病院内に「鍼灸治療法科」を設置しており、当時としては画期的なことに取り組んでいた。また、

「龍胆会」という鍼灸の研究会を主宰してい

た。「龍胆会」の会員の多くは鍼灸師や鍼灸を研究している医師であり、樋口氏もその一人であった。GHQが会談の相手に石川博士を選んだ理由として、その経歴にあったことは容易に想像がつく。

石川博士は三重軍政部にて、鍼灸の科学的根拠を証明するためにGHQとの共通言語である西洋医学に基づいた医学的説明をし、樋口氏による実技供覧では、消毒を徹底し、痛くない鍼、痕を残さない灸を行わせている。

これに対し、三重軍政部のフィリップ・A・ワイズマン軍医中尉は鍼灸の治療効果を認め、石川博士に対し、鍼灸治療の科学的根拠を証明するための研究を奨励する一方で、西洋医学の視点から見た改善すべき問題点として次の3つを提示した。

### 1. 野蛮な治療法である。

戦後、GHQにより行われたB・C級戦犯裁判では、日本軍の捕虜収容所で行われた病気に罹った捕虜に対する灸治療が「虐待行為である」という理由で裁判の争点になっている。当時、「お灸裁判」として全国紙に報道されたこの裁判は、灸治療を知らない当時のアメリカ人にとって、灸治療が野蛮そのものにしか見えなかつたことを物語っている。

### 2. 医療としての教育制度が整備されていない。

現行の法律である「あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律」では、すべての鍼灸師は、厚生労働大臣、または文部科学大臣に認められた学校で教育を受けた上で、厚生労働大臣が実施

する国家試験に合格しなければ免許は与えられない。しかし、当時の営業取締規則である「鍼術、灸術営業取締規則」では、都道府県知事に認められた学校で教育を受けた上で、無試験で免許を取得するか、あるいは鍼灸治療院で4年以上修行を積んだ後に都道府県知事が実施する試験に合格して免許を取得するという「徒弟制度」も認められていた。このように当時は現在と違い、教育制度が全国統一されておらず、教育の格差が生じていたのである。

### 3. 消毒の観念が定着しておらず、不衛生である。

当時は教育の格差もあり、消毒に対する意識も様々で、現在よりも消毒の観念が定着していなかった。この現状が、消毒の観念が定着している西洋医学の教育を受けたGHQにとって、不衛生なものに映ったのである。

石川博士にとって、ワイズマン軍医中尉の指摘はもっともなことであった。会談の際にはワイズマン軍医中尉に「今後は既存の鍼灸師に対して再教育を行い、資質向上を図りたい。将来は大学教育にまで発展させたい」という構想を示している。

「西洋医学の範疇ではないにしろ、鍼灸も立派な医学である。西洋人の視点に立って話せば、きっとGHQも理解してくれる。鍼灸の灯火を消してはならない」という、医学者としての石川博士の切実な想いが伝わる出来事である。

### 【GHQ旋風】

#### [GHQによる「鍼灸禁止令」指令]

ワイズマン軍医中尉と石川博士との会談の様子は、やがて全国各地に伝わり、業界に何らかの危機が迫っているのではないかという懸念が駆け巡ることになる。しかし、当時の業界では念願だった新しい法律制定に厚生省が前向きな姿勢を示していることから「まさか」という感があった。

しかし、「運命の日」は、ほどなくやって来た。1947年(昭和22)9月23日、GHQは厚生省医務局の職員と板倉武博士(東京帝国大学医学部講師)ら医療制度審議会の6人

の委員を呼び、次のことを伝えた。

「自動車の運転手は自動車の性能、機械の構造等を知らねばならぬ。人間も治療に当たっては身体のすべてについて知識がなければ害が多い。しかるに東洋古来の療法であつて効くものもあるが、現在行っている業者は身体に関する知識が低いから害があると思う。晴眼者でさえ難しいものを視覚障害者にやらせるとは何事だ。故にこの際禁止を要求したい。日本政府はいかが思うか」。1)

そして、「鍼灸禁止令」と思わせる厳しい勧告を伝えたのである。

1. 盲人による鍼灸、按摩は全面的に禁止したい。
2. この際、鍼灸、按摩、柔道整復等療術は全面的禁止を要望する。
3. これらを現行医療制度の中で存続させたいのであれば、10月2日までにその理由を書いて提出すること。2)

当時、GHQの指令は文書だけでなく、電話や口頭によるものも「正式な指令」とされた。『GHQ/SCAP文書』に、いわゆる「鍼灸禁止令」の内容を記した文書が見当たらないことから、この指令も口頭であった可能性が高い。

この勧告は、新しい法律を準備していた厚生省、そしてそれを待ち望んでいた業界にとって「寝耳に水」の衝撃的なものであった。

前述の三重軍政部と石川博士との会談でワイズマン軍医中尉が提示した鍼灸の問題点を合わせると、GHQが鍼灸を問題視した理由として、次の5つが挙げられる。

1. 視覚障害者による治療が行われている。
2. 人体に鍼を刺す、火のついた灸を据えるといった治療法は野蛮である。
3. 消毒の観念が定着しておらず、不衛生である。
4. 医療としての教育制度が整備されていない。
5. 治療効果の科学的根拠が証明されていない。

このような問題点からGHQは、現状のままでは西洋医学を基本にした新しい医療制度の中に鍼灸を組み込むことはできないと判断したのである。

しかし、GHQは鍼灸をすぐに禁止するという措置はとらなかった。厚生省と医療制度審議会に対し、「鍼灸を存続させたいのであれば、10月2日までにその理由を書いて提出すること」と提示していることから、厚生省と医療制度審議会に意見をまとめる機会を与え、その内容の如何によっては彼らの意見を考慮するつもりでいたのではないかと考えられる。

当時、日本ではGHQの監督の下、日本政府が政治を行うという「間接統治」が敷かれ、政策にはGHQの意向が反映されていた。しかし、GHQは日本側の理解と協力を得ることができなければうまくいかないと考えており、政策を決定する際には日本側の意向を尊重し、できるだけ自発的に実行させるようになっていたのである。

そのような当時の特殊な政治体制から、いわゆる「鍼灸禁止令」は、実際は「改革の勧告」であり、GHQが日本側に問題意識を持たせ、自発的に鍼灸を改革させるために、敢えて厳しい内容で伝えたものではないかと考えられる。しかし、GHQの意図とは裏腹に、当時の日本人にとってGHQは絶対的権力者であり、逆らってはいけない恐ろしい存在であった。その結果、GHQによる「改革の勧告」は、日本人には「禁止令」と解釈され、やがてそのまま全国各地に伝わり、後世に「GHQ旋風」と呼ばれるような鍼灸の存続を賭けた激しい運動につながっていったと考えられる。いわゆる「鍼灸禁止令」は、日米の行き違いから起きたものであり、当時のGHQと日本人の関係を如実に表した事件であった。

#### 〔「鍼灸禁止令」をめぐる業界の存続運動〕

GHQによるいわゆる「鍼灸禁止令」を伝え聞いた全国各地の業界関係者は、一齊に存続に向けての運動を開始した。

この時、鍼灸存続運動を展開したグループとして次の4つが存在した。

##### 1. 関東地方の業界関係者

関東地方の業界関係者のグループとして次の2つが存在した。

##### ①日本鍼灸マッサージ師会連盟

小林勝馬氏（業界初の参議院議員）、小守良勝氏（日本鍼灸マッサージ師会連盟会長）、井上恵理氏、岡部素道氏、花田傳氏（のちに花田学園を創立）、戸部宗七郎氏（『医道の日本』主幹）アドバイザーとして、板倉武博士がついていた。

## ②日本鍼灸医連盟

坂本貢氏（日本鍼灸医連盟会長、呉竹学園創立者、東京高等鍼灸医学校校長）ら

## 2. 関西地方の業界関係者

### ①日本鍼灸医会

樋口鉄之助氏（のちに初代日本鍼灸師会会长に就任）ら

アドバイザーとして、石川日出鶴丸博士がついていた。

## 3. 盲学校関係者と視覚障害者の業者

澤田正好氏（栃木県立盲学校校長）、松野憲治氏（東京盲学校（現・筑波大学附属視覚特別支援学校（附属盲学校））校長）、芹澤勝助氏（東京盲学校教官）ら盲学校の校長・教員・学生、今関秀雄氏、関野光雄氏、小座間光道氏、後藤寅市氏、高橋豊治氏、長崎照義氏ら業者、岩橋武夫氏（日本ライトハウス創立者）、大野加久治氏（『点字毎日』編集長）

それぞれ立場は違うが、お互い「鍼灸存続」を合言葉にし、時には協力し合いながら運動を展開した。後世、「業界が一致団結したのは、後にも先にもGHQ旋風だけである」と語り継がれるほど、この時の業界はまとまりが強かった。

鍼灸を存続させるために業界では、GHQや厚生省に度々陳情を行った。関東地方に拠点を置く日本鍼灸マッサージ師会連盟では、この危機を乗り越えるためには運動をさらに大きくする必要があるとして、全国各地に「鍼灸禁止令」を伝え、運動への参加と資金の寄付を呼びかけている。

当時出版されていた『医道の日本』などの鍼灸専門誌も「鍼灸禁止令」を報道している。当時はGHQによる出版物の検閲により言論・情報統制が行われていたが、それをうまくかいくぐって伝えている。『プランゲ文庫』に収蔵されている当時の鍼灸専門誌の表紙にはGHQによる検閲の印が押されており、その検閲の実態を窺い知ることができる。また、『医道の日本』では毎月1回の専門誌発行とは別に、読者に早急に現状を知らせるために速報の葉書を送付している。それらの記事を読むと、「鍼灸禁止令」に対する業界の緊迫した様子が分かる。

4つのグループのうち、特に運動が激しかったのは、盲学校関係者と視覚障害者の業者のグループであった。彼らは、自らによる鍼灸治療がGHQに危険行為であると問題視されたことから、他の晴眼者のグループよりも強い危機感を持っていたのである。

当時、鍼灸は現在と同じように視覚障害者の生業のひとつとして位置付けられていたが、戦後の混乱期は現在よりも国家による福祉政策が充実していなかったことから、切実な問題であった。そのような時に鍼灸が禁止されることになれば、路頭に迷うことは必至であった。

1947年（昭和22）10月30日には今関秀雄氏を委員長とする「業権擁護全国盲人大会」という大規模な大会が開催されている。この大会では、全国からやって来た盲学校関係者や視覚障害者の業者が皇居前広場に集結し、デモ行進を行い、視覚障害者が置かれている窮状を訴えている。この出来事については当時の朝日新聞、読売新聞、毎日新聞など全国紙も報道している。新聞には、鍼灸の存続を訴えるプラカードを持つ視覚障害者の写真が掲載されており、戦後の混乱期を生き抜くための命を賭けたデモ行進であったことが分かる。

## 【GHQが鍼灸を認めた理由】

最終的にGHQは鍼灸の存続、そして身分法の制定を認め、現在に至る。身分法の制定

に際し、GHQと厚生省は度重なる協議をしているが、その協議の様子は、『GHQ／SCP文書』に収蔵されている「怪しげな（疑わしい、いかがわしい）医療」(Regulation of Questionable Medical Practice, 1947年(昭和22)10月22日付)と「鍼灸」(Moxabustion and Acupuncture, 1947年(昭和22)10月27日付)というPHWが作成した覚書から窺い知ることができる。

業界が鍼灸存続運動を展開している最中にGHQと厚生省は、新しい法律の制定に向けての協議を進めている。10月2日、厚生省と医療制度審議会はGHQに対し、9月23日に約束した答申を行った。

1. 鍼、灸、マッサージ、柔道整復術営業者はすべて医師の指導のもとでなければ患者に対してその施術を行ってはならない。
2. 鍼、灸営業については、盲人には原則として新規には免許を与えない（ただし、すでに営業している者や盲学校において鍼灸を学んでいる者に対しては既得権を認める）。
3. 柔道整復術営業については、原則として新規には免許を与えない。
4. いわゆる医業類似行為は、すべてこれを禁止すること。3)

その後、この答申に付け加えるように厚生省医務局の高田浩運課長はGHQに対し、次の意見を述べた。

1. 多くの国會議員が鍼灸を支持し、その不利益につながるような法律制定に反対している。
2. もしも、鍼灸にとって不利益な法律が制定された場合、視覚障害者などを含む多くの鍼灸師やその治療を必要としている国民がその影響を受ける。

この時、厚生省は鍼灸が国民の生活に根強く浸透し、視覚障害者の生業と位置付けられている日本の現状を考慮した法律制定を目指していた。GHQに対する高田課長の姿勢はそれを率直に示したものであり、日本の現状をGHQに理解させ、視覚障害者による鍼灸治療を認めさせようとしたのではないかと考えられる。

えられる。さらに、厚生省は「既存の鍼灸師に対しては再教育を行うこと」と、「鍼灸治療の安全性を医師に証明してもらうこと」を提案している。

厚生省の提案は、のちに制定される「あん摩、はり、きゅう、柔道整復等営業法」につながる内容である。また、厚生省官僚としてGHQに鍼灸の存続を訴えた高田課長は法案の作成者でもある。このことからGHQと厚生省との協議は、鍼灸の改革を前提とした身分法の制定を話し合ったものではないかと考えられる。

### 【「あん摩、はり、きゅう、柔道整復等営業法」制定】

最終的にGHQは、厚生省の意向を尊重し、新しい法律において鍼灸師の業務と教育についての規定を明確にすることを条件に法律の制定を認めた。その結果、12月20日に現在の身分法の前身である「あん摩、はり、きゅう、柔道整復等営業法」が制定された。

この法律は、従来の営業取締規則である「鍼術、灸術営業取締規則」よりも医療としての鍼灸の位置付けを強くし、鍼灸師の社会的地位向上が図られている。また、安全性の確保のために、消毒の徹底や、医師による監督の強化も図られている。

#### 1. 営業免許から身分免許とした。

従来の営業取締規則では、免許を取得すれば、営業が開始できることのみしか保証されていなかった。しかし、新しい法律では、新たに鍼灸師の施術者としての身分も保証されることになった。

#### 2. 教育水準を引き上げ、鍼灸師の資質向上を図った。

免許を取得するには、すべての者が厚生大臣（現・厚生労働大臣）、または文部大臣（現・文部科学大臣）に認められた学校で教育を受けた上で、都道府県知事が実施する試験に合格しなければならないとした。従来の「徒弟制度」は認められていない。この法律で初めて教育制度が全国統一されたのである。また、教育機関では最低限の科目として、解剖学、生理学、病理学を教授しなければならず、

その修業年数は、あん摩は2年以上、はり、きゅう、柔道整復については4年以上とした。

3. 消毒を徹底させた。

新たに施術所の規定（施術所の構造・設備）を設け、施術所の清潔保持のため、消毒設備を有しなければならないとした。また、都道府県の吏員による立入検査ができるようにした。

4. 医師による監督を強化した。

都道府県知事は、施術者の業務内容が衛生上有害のおそれがあると認められる時は、業務に関して必要な指示ができるとし、医師の団体は、都道府県知事の指示に関して、意見を述べることができるとした。これは、鍼灸の安全性を確保し、鍼灸師の資質を保持するための施策であると考えられる。

5. 厚生大臣および都道府県知事の諮問機関として、中央および地方に、あん摩、はり、きゅう、柔道整復営業諮問委員会を置く。

GHQは、厚生省が戦後の新しい医療制度に沿った法律を作成するならば、鍼灸を存続するつもりであったと考えられる。もしも、それが不可能であれば、本当に鍼灸を禁止するつもりでいたかも知れない。10月2日の厚生省とGHQとの協議は、日本鍼灸にとってまさに「運命の分岐点」であった。

### 【GHQから見た業界による鍼灸存続運動】

GHQにとって、業界による鍼灸存続運動はどのように映つたのであろうか。それは、『GHQ／S C A P文書』に収蔵されている覚書や、サムス局長が退任後に出版した回想録から窺い知ることができる。それらを分析すると、GHQにとって、想定外の出来事が次々と起こり、その混乱に振り回されていたことが分かる。それを物語る出来事が次の2つである。

#### 1. 視覚障害者による激しい存続運動

GHQは鍼灸を存続させることにしたが、視覚障害者による鍼灸治療は世界的にも例がなく、危険行為であるとして最後まで懸念していた。しかし、盲学校関係者と視覚障害者

の業者による激しい運動や厚生省の意見から、鍼灸は視覚障害者の生業であり、それを禁止することになれば、彼らを路頭に迷わせることになり、ひいては占領統治の失敗につながると判断した。GHQが最終的に視覚障害者による鍼灸治療を認めるに至った背景にはこのような福祉政策としての側面もあったのではないかと考えられる。実際、サムス局長も回想録の中で鍼灸の存続を認めた背景として、視覚障害者による激しい存続運動を挙げている。視覚障害者が医療現場で働き、政治的な影響力を持っていることは、GHQにとってカルチャー・ショックだったのである。

#### 2. 日本鍼灸マッサージ師会連盟による

大規模な運動への参加と資金寄付の呼びかけ

当時、日本鍼灸マッサージ師会連盟は、GHQが「鍼灸禁止令」を指令したとして、全国各地に運動への参加と資金の寄付を呼びかけていた。これに対し、当時、戦後の日本鍼灸の在り方をめぐり、日本鍼灸マッサージ師会連盟と対立していた日本鍼灸医連盟が日本鍼灸マッサージ師会連盟の運動方針に疑問を呈し、GHQに対し、「本当に『鍼灸禁止令』を指令したのか」という質問状を送っている。この質問状に対しGHQは、「鍼灸禁止令」の指令を否定し、業界が「鍼灸禁止令」に惑わされ、運動がこれ以上拡大することを懸念している。11月、GHQは日本鍼灸マッサージ師会連盟の運動を「ありもしない『鍼灸禁止令』を騙った『詐欺行為』である」と判断して告発し、訴追しようとした。この一連の出来事は、『GHQ／S C A P文書』に収蔵されている「小林勝馬参議院議員の詐欺行為を申し立てる」(Alleged Fraudulent Action of K. Kobayashi, Member of the House of Councilors, 1947年(昭和22)11月20日付)という、PHWが作成した告発状から窺い知ることができる。また、添付資料として日本鍼灸医連盟の質問状である「鍼、マッサージ術等の禁止命令発令云々に関する疑義の点御照会」(On Prohibition of moxacutry, Acupuncture and Massage(原題のママ), 1947年(昭和22)11月6日付)も収蔵されている。

この出来事は、当時の業界で少なからず対立

があつたことを示しているが、「GHQが『鍼灸禁止令』を指令した」と認識し、その撤回を求めて真剣に運動を展開している日本鍼灸マッサージ師会連盟としては「思いがけない誤解」をGHQから受けてしまった形になった。しかし、当のGHQにとって業界による鍼灸存続運動は、「身に覚えがない『鍼灸禁止令』が勝手に一人歩きしているために起きている」と映つたようである。

このような風説をめぐる混乱は、日本での占領統治を成功させ、世界にアメリカの権威を示したいGHQにとって回避したいことであった。GHQが何らかの手段をとて事態を收拾しようと躍起になったのも当然である。

GHQにとって業界による鍼灸存続運動は、日米の文化の違いと風説の恐ろしさを思い知らされる出来事であった。

#### 【GHQ旋風が日本鍼灸に与えた影響と課題】

GHQ旋風は、戦後の日本鍼灸にとって大きな事件であり、後世に大きな影響と課題を与えた。

「あん摩、はり、きゅう、柔道整復等営業法」の制定後、厚生省がGHQとの協議の中で提案していた「既存の鍼灸師の再教育」と「医師による鍼灸治療の安全性の証明」が、早速実行に移されている。

しかし、これらは厚生省主導ではなく、業界主導で実行されている。既存の鍼灸師に対する再教育については、当初、厚生省がカリキュラムを作成すると提案していたが、GHQが難色を示したのである。その流れから医師による鍼灸治療の安全性の証明も業界主導で行われることになった。鍼灸を全面的でなく、条件付で認めたGHQにとって、厚生省が全面的に支援することは、自らの意向に反することであると考えたのであろう。身分法が制定されたとは言え、鍼灸に対する懸念が少なからず残っていたことを示している。

まず、既存の鍼灸師に対する再教育での講師を育成することから始まった。1948年(昭和23)9月12日から26日の15日間にわたり、第1回「再教育講師養成講習会」が東京都北多摩郡小金井町(現・東京都小金井市)

にある沿恩館<sup>よしんかん</sup>で開催されている。

講師として板倉武博士、小守良勝氏、岡部素道氏、井上恵理氏、今関秀雄氏、芹澤勝助氏など、鍼灸存続運動の先頭に立ち、戦後の日本鍼灸を支えた人々が名を連ねている。日本鍼灸のレベルを向上させようとした業界の意気込みが伝わる人選である。

科目は、解剖学、生理学、病理学といった西洋医学から漢方概論、経穴学といった東洋医学まで、多岐にわたっている。この時のカリキュラムは、新しい法律を基本にして作られたものであり、現在の学校のカリキュラムと近い内容である。講習会終了後、受講生は各都道府県での鍼灸師の再教育に当たっている。

さらに同時期の1948年(昭和23)9月17日、日本鍼灸マッサージ師会連盟が、東京都品川区大井森下町(現・東京都品川区大井2丁目)に(財)東方治療研究所を設立し、鍼灸治療の科学的根拠を証明するための研究を開始している。現在、国立公文書館にこの研究所の設立許可に関する書類が所蔵されており、その設立趣意書にはGHQ旋風当時、科学的根拠を証明するための研究が等閑にされていたことへの反省を生かし、今後は鍼灸治療の科学的根拠を証明するための研究を行い、併せて鍼灸師の教育・資質向上に努めたい旨が記されている。その後、大学など教育機関でも研究が行われるようになり、現在にもその理念が受け継がれている。

(財)東方治療研究所の初代所長に就任したのは、板倉武博士であった。板倉博士は、東京帝国大学医学部卒業後、文部省在外研究員としてアメリカ、イギリス、フランス、ドイツなどの欧米諸国に留学した経験があり、医師の立場から東洋医学の古典である『傷寒論』を研究していた。また、戦時中は同愛記念病院内科医長を務める傍ら、厚生省が設立した東亜治療研究所の初代所長を務め、鍼灸など東洋医学の研究を行っていた。GHQ旋風当時、板倉博士は医療制度審議会の委員としてGHQとの協議に当たっていたが、その経歴はGHQにとって注目

に値するものであったかも知れない。10月2日の答申の際には、PHWのサムス局長に対し、鍼灸治療の効果とその理由を科学的根拠に基づいて説明し、「東洋医学も確立された医学であり、将来、東西両方の医学が融合すれば、『眞の医学』が誕生することを確信している」と述べている。

当時、GHQに問題視された鍼灸を存続させるために、西洋医学の枠にはめ込もうとする動きがあったが、板倉博士は、「鍼灸は東洋医学の治療法のひとつであり、その東洋医学には西洋医学にない素晴らしいことがある」とし、「医学が発展するためには東洋医学と西洋医学の枠を超えて、お互いを融合させることが必要である」と考えていたのである。医師であるサムス局長もこの理念に賛同し、板倉博士に握手を求め、「医学の発展のために今後も研究を続けて欲しい」という希望を伝えている。

東西医学融合による「眞の医学」の誕生を切望した板倉博士の言葉は、いつの時代にも通じる言葉である。

GHQ旋風は、前近代的とされた日本鍼灸を生まれ変わらせる「起爆剤」となり、現代の日本鍼灸の「原点」となった。もしも当時、業界が高い意識を持って鍼灸の改革を実行しなかったら、身分法の制定は実現されず、現在のような日本鍼灸の姿を見ることはできなかつたであろう。

GHQ旋風は単なる歴史的事実ではない。現代の日本鍼灸の姿を知る手がかりであり、その姿を知ることは日本鍼灸を発展させ、未来に継承することにもつながる。法律の改正、教育制度の改革、鍼灸師の資質向上、そして鍼灸治療の安全性向上・科学的根拠の証明など、GHQ旋風当時と同様の難問が山積する今、GHQ旋風について考える必要があるのではないか。そして、当時のように業界が一致団結して、それらの難問に取り組めば、きっと解決への道が開かれるのではないかだろうか。

#### 【引用文献】

- 1) 全国鍼灸マッサージ制度対策実行委員会 報告第一報. 日本鍼灸マッサージ師会連盟.

- 2) 樋口鉄之助. マッカーサー旋風と鍼灸 石川日出鶴丸博士の回想 : 37.
- 3) 厚生省五十年史編集委員会編集. 厚生省五十年史 (記述篇). (財) 厚生問題研究会. 1988 : 670.

#### 【参考文献】

- 1) 花田傳, 岡部素道, 小林勝馬, 戸部宗七郎, 気賀林一. マッカーサー旋風 針灸師法の制定をめぐって. 医道の日本. 1976; 10: 3-22.
- 2) 青地正徳, 赤羽幸兵衛, 駒井一雄, 花田傳, 原志免太郎, 藤井秀二, 保宝弥一郎. 針灸界の長老を称える. 医道の日本. 1978; 7: 4-37.
- 3) 戸部宗七郎. 『医道の日本』小史. 医道の日本 1969年5月号300号特集: 613-630.
- 4) 発端より今日 (10月30日)までの業界の動き. 医道の日本. 1947; 11: 1.
- 5) 全国鍼灸マッサージ制度対策実行委員会報 第一報. 日本鍼灸マッサージ師会連盟 1947.
- 6) 板倉武. 再教育に関する参考文 『鍼灸、按摩、マッサージ術に就いて—その治療価値と将来の問題—』. 日本鍼灸マッサージ師会連盟. 1947.
- 7) 再教育講習要録. 神奈川県はり、きゅう、あん摩、マッサージ師会連盟編集.
- 8) 国立公文書館所蔵. 「(財) 東方治療研究所設立許可の件」設立趣意書 (1948年9月20日作成 東医第3255号)
- 9) 坂本貢. 鍼灸術禁止に就て. 帝国鍼灸医報. 1947; 11: 11.
- 10) 樋口鉄之助. マッカーサー旋風と鍼灸 石川日出鶴丸博士の回想.
- 11) 記念誌発刊専門委員会編集. 三重大学医学部五十年史. 医学部創立50周年記念事業委員会 (三重大学医学部および同三医会. 1995).
- 12) 日本鍼灸医会報告. 日本鍼灸医会. 1947.
- 13) 全国盲学校理療科教育連盟. 理教連二十年史. 1973.
- 14) あん摩さん『業権』の叫び. 朝日新聞. 1947年10月31日付.

- 15) お灸問答に終始. 読売新聞. 1946年1月9日付.
- 16) 厚生省五十年史編集委員会編集. 厚生省五十年史(記述篇). (財)厚生問題研究会. 1988.
- 17) 厚生省20年史編集委員会編集. 厚生省20年史. 厚生問題研究会. 1960.
- 18) 国立国会図書館所蔵. 国会会議録.
- 19) 高田浩運. 厚生行政 あん摩、はり、きゅう、柔道整復等営業法について. 日本医師会雑誌. 1948; 1: 44-45.
- 20) 杉山章子解説・訳. GHQ日本占領史第2巻 公衆衛生. 日本国書センター. 1996.
- 21) C. F. サムス著. 竹前栄治編訳. DDT革命—占領期の医療福祉政策を回想する-. 岩波書店. 1986.
- 22) 二至村薈. 日本人の生命を守った男—GHQ サムス准将の闘い. 講談社. 2002.
- 23) アメリカ国立公文書館, 国立国会図書館所蔵. GHQ/S C A P文書.
- 24) 米国メリーランド大学図書館, 国立国会図書館所蔵. ゴードン・W・プラング文庫.

#### 【おことわり】

1. 本稿では、占領下当時の日本の様子を正確に伝えるために特定の障害を敢えてそのまま表記しました。ご理解ください。
2. 「GHQ旋風」は、GHQの最高司令官であったダグラス・マッカーサー (Douglas MacArthur) 元帥の名を冠して「マッカーサー旋風」とも呼ばれていますが、本稿では「GHQ旋風」と統一しました。また、この2つの名称は業界から生まれた名称であり、GHQならびに世間では使用されていません。